

石川郎女に関する覚え書

古庄ゆき子

石川郎女という名の人物は経歴について不明な点が多い。その明らかでない点を一角からでも壊して行くために、まず万葉集においてイシカワイラツメとなつてゐる女がひとりなのか、複数なのかというあたりから検討してみなければならなからう。

とりあえず集中において石川郎女、又は石川女郎という名の出てくる箇所、詞書等を挙げてみると次の如くである。

A

久米禪師、石川郎女を娉ふ時の歌五首

96 み薦刈る信濃の真弓わが引かば貴人さびていなと言はむかも

禪師

97 み薦刈る信濃の真弓引かずして弦はくる行事を知ると言はなくに

郎女

98 梓弓引かばまにまに依らめども後の心を知りかてぬかも

郎女

99 梓弓弦緒取りはけ引く人は後の心も知る人そ引く

禪師

100 東人の荷向の篋の荷の緒にも妹は心に乗りけるかも

禪師

B

大津皇子、石川郎女に贈る御歌一首

107 あしひきの山のしづくに妹待つとわれ立ち濡れぬ山のしづくに

石川郎女、和へ奉る歌一首

108 吾を待つと君が濡れけむあしびきの山のしづくに成らましものを

C

大津皇子、竊かに石川女郎に婚ふ時、津守連通その事を占へ露はずに、皇子の作りましし御歌一首

未だ詳らかならず

109 大船の津守の占に告らむとはまさしに知りてわが二人宿し

D
110 日並皇子尊、石川郎女に贈り賜ふ御歌一首 女郎、字を大名児といふ
大名児を彼方野辺に刈る草の束の間もわれ忘れめや

E
126 石川女郎 大伴宿禰田主に贈る歌一首 即ち佐保大納言大伴卿の第二子、母を巨勢朝臣といふ
遊士とわれは聞けるを屋戸貸さずわれを選せりおその風流士

(左注略)

127 大伴宿禰田主、報へ贈る歌一首
遊士にわれはありけり屋戸貸さず還ししわれそ風流士にはある

128 同じ石川女郎、さらに大伴田主中郎に贈る歌一首
わが聞きし耳に好く似る葦のうれの足痛くわが背勤めたぶべし
右、中郎の足の疾に依りて、この歌を贈りて問訊ふそ。

F
129 大津皇子の宮の侍 石川女郎、大伴宿禰宿奈磨に贈る歌一首 女郎、字を山田の郎女といふ、宿禰磨宿禰は大納言兼大將軍卿の第三子そ
古りにし嫺にしてやかくばかり恋は沈まむ手童の如 一に云ふ、恋をだに忍びかねてむ手童の如

G
518 石川郎女歌一首 即ち、佐保大伴の大家そ
春日野の山辺の道を恐なく通ひし君が見えぬころかも

H
4491 大き海の水底深く思ひつつ裳引きならしし菅原の里
右の一首は、藤原宿禰宿奈磨朝臣が妻石川郎女の、愛薄らぎ離別せられ、悲しび恨みて作れる歌なり。年月詳らかならず

15 このうちBの大江にこたえている石川郎女と、Cの、大江が竊かに婚つたという石川郎女を別人とされる山田孝雄氏の考え方はともかく、通説にしたがつて同一人と考えて問題はなからう。

石川郎女に関する覚え書(古庄)

ついでだがB・C補い合つてみると、前にもふれたように、大津と彼女は「竊かに」婚わねばならぬ間柄であつたことが察せられる。

多くの先学はその原因をDの歌の主、つまり日並皇子との関係に求め、したがつてDの、あざなを「大名児」と呼ばれる石川女郎と、B・Cの石川女郎、又は石川女郎を同一人と考えられるようである。私もこの推測を妥当だと考えるのだが、その根拠については、二皇子ともども石川女郎に贈る歌を作っており、その歌も万葉集中で隣合つておかれているというような点から、もつと確かなところへ立入れるのではないかと考える。

詳細には述べる余裕がないが、日並と大津は天武の第一皇子と第二皇子であると共に、それぞれ天智の娘（同母姉妹）を母に持った兄弟でもあるのだが、こうした兄弟がひとりの女の下に通うことは至極当然であつたらしい当代の婚姻慣行から言つて、BとCの石川女郎と、Dの「大名児」を積極的に同一人と考えてもよいのではなからうかと思うわけだ。

本筋から離れるが、大津との間を竊かにせねばならなかつたのは、単に重婚とかいつた問題だけでなく、二人が皇位継承をめぐる対立者であつたことの方がより強く作用していると考えるのであるが、どうであろうか。

さらにFの前書「大津皇子の宮の侍石川女郎」によつて、これがB・Dの石川女郎、又は石川女郎と同一人であることが明らかになる。又、Fの石川女郎の歌が大伴宿禰宿奈麿に贈られている点に注意してみると、日並と大津の石川女郎をめぐる婚姻関係について考えたと同じ意味において、宿奈麿と兄弟である田主と歌の贈答をしているEの石川女郎を同一人と推定するのは無理な事ではなからう。

以上を整理してみると、B・C・D・E・Fの石川女郎、又は石川女郎は同一人であると考えられる。したがつて残るのはAとG・HであるがこのうちHは問題なく別人だ^{注一}らう。Gはその詞書に「佐保大伴大家そ」とあつて大伴安麻呂の妻と考えられるし、巻十九、四四三九番の歌の作者である内命婦石川朝臣と同一人であると推定され、BとFの石川女郎とは別人と思われる。

最後にAの石川女郎である。これはB以下のそれと別人とする考え方、又は両方の関係を不明とする考え方が普通のようなのであるが、いずれの場合も確かな根拠があるわけではない。

恐らく巻二の中、ここだけが万葉集編別の時代区分からいつて天智治下に入れられていて、他と離れすぎている事とか、B以下の歌に対比してみるのは、久米禪師という石川女郎の相手がB以下の場合のそのように皇子や大官の子弟ではなく、素性・出自のはつきりしない、多分あまり出自もよくなく、高い身分のものでないと思える者であるために、これと婚つた女をB以下の石川女郎（女郎）と同一人だと言いたくないむぎが暗々の中にあるのではないだろうか。あるいはAの石川女郎とBとFの石川女郎（女郎）をひとりの人物だとすれば、後年彼女は彼女の子世代に属する男（大伴宿奈麿、田主）と恋愛することになるわけで、その点からの難もあるのかも知れぬ。

しかしG・Hの歌が同名別人のものだとすると、残りのそれ以外の石川郎女（女郎）の名が卷二に集中しているのは注目すべき事であり、その卷二の中からAだけを別にとり出して考えねばならぬ理由が見つからない。少なくとも久米禪師と歌の贈答をし、彼に傭われている石川郎女が全く別の人物であると考えられない限りは、同一人ではないかという推定も消せないわけである。

それにこの相聞の一連が他と離れた時代区分の中に入れられているとしても、これは絶対的なものだと思われぬし、又仮りにそうであつたとしても、天智朝もその末期とすれば、B以下と実際の年月においてあまり大きく隔たらないであろう。

さらにAの石川郎女をB以下のそれとすれば、大津や日並との間もかなり年上の女になるし、まして大伴宿奈麿、田主との関係でははるかに上世代者であるということになるわけであるが、親世代者の叔父と子世代者の姪、親世代者の叔母と子世代者の甥の婚姻がしばしば見受けられる古代日本では、一般にいつても婚姻する男女の年令が、かなりの開きをみせる場合もありえたのではなからうか。これは実際に正倉院戸籍を通じても考えることができる。^{注三}しかも彼女は宿奈麿との恋で自分の事を「古りにし軀」と言っているのだ。

最後に、この様な場合、いわゆる個性的作家であれば残されている歌が同一人のものか、別人のものかを決めるかなり決定的な（ある場合唯一の）きめ手になるのであるが、AとB以下の歌を比べてみるのに、「機智が働いて」「媚態を示した女らしい語気」「語だけは飽くまでもやさしく、表面は十分男の気持ちをはひつづつて、実は断然として拒絶している」といつた位では個性的なものの発見にならず、むしろ掛合形式を身上とする彼女の歌の中で考えれば、この様な点は類同的なものであると言えるのである。

かつて久松潜一氏は卷二の石川郎女を一人と考えるかどうかの目安に、石川郎女が歌を贈答している、その応答に現われた態度とか、感情とかを使つておられたことがある。つまり「（前略）久米禪師との場合は情熱的というのではなく、余裕のある歌いぶりである。さうして田主との場合にはむしろ娼婦的にも見える態度である。その娼婦的といふ点から、大津皇子の場合の石川郎女と別人とすることも一つの考えであるが、しかし大津皇子の宮侍である石川郎女は宿奈麿に恋愛歌を贈つて居るのであつて、多情な女性と見られなくもない。そこに同一人と見ることも出来る（以下略）」^{注六}といつた具合にであるが、はたしてこれがこの場合作者をきめるきめてになるかどうか疑問である。

根本的な問題として、氏の場合、掛合、相聞の歌においては当然考へに入れておかねばならない歌のつくられた場（これは歌の内容や形式を規定づけるものとして見のがせない）や相手の歌との関連等を媒介とせず、その中に直接歴史や社会とは無関係な個人的性情や心情を見得ると考えられている点を指摘しなければならなからう。

氏のやり方はあまりにも真正直すぎ、平面的で結局形容詞的規定づけに終つてしまわざるを得なくなつてゐる。そのよつてくるところのものは

氏の中に抜き難くある超歴史的個人—現代社会のわれわれにあまり似すぎているが—を基礎とした文学観ではないか。

以上Aは、その作られた時期から考えてみても、作品の上から推定しても、BとFと別人でなければならぬ理由は見出せない。したがって、一応AとFの石川郎女、石川女郎を同一人とみなしてもよからう。

ただし別人でなければならぬ理由を見出せないということは、同一人であるという積極的な理由ではない。私にながたと論じて来た事に反するようであるが、むしろこの点から両者を同一人物として取扱わなくてもよいと考えるものだ。というより別人か、同一人かの判別にあまり憂き身をやつす必要はないと考えるのだがどうであろうか。

なぜなら、それは別人だとしても、Aの石川郎女も、BとFのそれも本質的にほとんど区別のつかない、いえば個性分化の少ない人物だと思われるからである。他と区別するなら彼女達の直接生活の母胎になっている集団（それは「氏」であろうか。）の解明をする以外に、それを離れての個人としての彼女を考えようもない。

われわれはこうした彼女達については、個々の生活の細部にわたつて知ることを断念すべきであろうし、今ここでとりわけ必要でもなからう。

注一 Hの左注に藤原宿奈麿の妻とある。その藤原宿奈麿は統紀によると、宝龜八年（七七七）九月没、没年六二であつて、異つた時代の人物であることが明らかである。

注二 巻二だけを例にとつてみると、141番の有間皇子の自傷の歌に和した長忌寸意吉麿や山上憶良の追和の歌が追和のためであろうが、斉明天皇の代に入れられているのをはじめ、古く真淵が指摘したように、105、106番の大伯皇女の歌、107、108番の大津皇子と石川郎女の唱和、109番の大津皇子の歌が持統天皇の標記の下にあるのも、万葉の分類の大きさつばさを示すものであらう。

注三 正倉院戸籍によつて夫妻の年令差10才以上のものを挙げてみると次のようになる。

件数	年令差	
	男	女
10	8	+
11	6	+
12	3	
13	1	
14	2	
15	4	1
16	4	1
17	1	
18	2	
19	1	
20	1	1
21		
22	1	
23		
24	1	
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		1
計	34	6

これは布村一夫氏著「家族論」（自家製版）「同籍妻の初産年別夫妻年令差」を利用して作つたものである。なお、氏の表は完全記載郷戸、断片の主戸、房戸、その他の断簡をふくめた86夫妻にあつてつくられているものである。そこにおいて、氏もこの夫妻の年令差の大きいものに目をつけられ、

「このような例外は例外としてするべきでなく、例外的とみられる事実もまた、その当時にゆるされ、おこなわれていた婚姻のあり方としてみとめておかねばならない」と言われているのは注目すべきであろう。

注四 斎藤茂吉著「万葉秀歌」上巻P86

注五 折口信夫著「女流短歌史」『折口信夫全集』巻十一巻収P16

注六 久松潜一筆「万葉集抄」(十七) 一石川郎女の作品―「解釈と鑑賞」S27・2収

二

前に石川郎女の歌から直接に「ある個性」を発見することの危険性についてふれたが、それは要するに彼女の歌の性格の独自性に依るものであった。ここではそういった事も含めて、彼女の歌の特性を正面から考えてみることにする。

まず第一に彼女の歌の特徴としては、いずれも(例えば返歌であつたかどうか不明な場合でも)一組の男女による相聞唱和と切り離して考えられないものである点があげられるだろう。

しかもそれは

107 あしひきの山のしづくに妹待つとわれ立ち濡れぬ山のしづくに(大津皇子)
に対して

108 吾を待つと君が濡れけむあしひきの山のしづくに成らましもを(石川郎女)

と応ずる歌に見られるような、単独では纏綿とした感情を示すように見えながら、掛合のものとして置く時には「そりやまあ済みませんでした。私を待つてゐてお濡れになつたと言ふ山の雫に、私が知つてをつたらなりたかつたのに……」^{注一}と彼女を待ちくたびれた相手の生まじめな愛情の訴えをいなし、いささかその生まじめさをまぜ返す形で相手の愛情に応じているのをはじめ

127 遊士とわれは聞けるを屋戸貸さずわれを還せりおその風流人

や

128 わが聞きし耳に好く似る葦のうれの足痛くわが背動めたふべし

19 といった、既にことばつきからして悪口、からかいの心を露骨に示した挑発的なものである。

もつとも一〇八番の歌については、前掲久松潜一氏のように「熱烈な愛情」を感じられる方もあつて、一二七、一二八番と同様に考えるのは問

題があるかも知れない。

しかし、この歌は一首独立してあるのではない。それ自身一首独立の歌として完結した世界を表現し得ているとは言えるであろうが、それは結果としてであつて、それ以前に何よりもこれが一〇七番の天津の歌に応じた歌であることを忘れてはなるまい。とすれば、その位置において読むつまり相手と呼びかわす二首の組合せによつて立体的に理解されねばならぬ筋のものであるはずだ。

二首を相呼応するものとして並べてみると、纏綿たる情緒に代つて、女を待ちくたびれた男のきまじめな愛情の訴えを軽くいなし、もどいているのが見えてくるのに気付くのである。

このようにみえてくると、彼女の歌は唱和というよりも掛合、対話という方が妥当ではないか。

対話は語源通りのそれで、単に二人で歌い交わすというのではない。後代の、分をほどほど弁えた所で交わされる贈答、挨拶の歌のすべつこさとは異つて相手に積極的に呼びかけ、相手の呼びかけに反応し、そのことばを考え方に共感や、反撥、間違の指摘や訂正をもつてそれにこたえ、自分の呼びかけに対する解決を相手に迫るものである。

この点Aの石川郎女の歌の中にも同様な性質がみられる。

96 みこもを刈る信濃の国の弓を引くように、あなたの心を引いたら、貴人ぶつていやと言うでしようね。

という相手の男の呼びかけに

97 信濃の真弓を引いて見もしないで、弓弦のかけ方を知っている人はないと言います。(女の気を本気で引いて見もしないで、女を自分の意に従えさせることの出来る人はないと言います。)^{注二}

と、いささか理屈っぽく相手のことばの中にある矛盾を指摘し、おしかえしている所など、前掲の石川郎女の歌の成り立ちと同じであると言つてよからう。

私はここで再びAの石川郎女と、BとFのそれが同一人か別人かの論をぶりかえそうとは思わない。ただ両者の歌が共に内容的には相聞に限られ、構造の上では対話をその命としている点に注目したい。生活の細部はともかく、両者はそういう歌をもつた―それ以外にもたなかつた―という点において、本質的に生活の次元を同じくするものだと推定できるように思う。

歌における対話性というのは、本来「単なる技巧的なレトリックのやりとり」ではなく、「歌声が集団的な場でのみ生きることの、具体的な、そして構造的な表現である」^{注三}。したがつて、二人の石川郎女の歌に対話性をみるならば、当然それは、それらの歌の背後に、それらを生産させ、

それらの享受を支えた集團的場の指摘に及ばねばならなくなるだろう。二人の石川郎女は本質的に生活の次元を同じくするものではないかと私が言うのは、そうして想定される集團的場が同質なのではないかと言うことなのである。

ところでこの二人の女の歌が對話によつてなり立つており、内容としては婿の時の歌、相聞歌、しかも「ねる」という表現で示されるそれである点から考えて、これらを生産した集團的場がかなり古い形の結婚の場であることは間違いないであろう。

ただし「そのふるい形の結婚の場」が歴史に具体的にはどの集團の場を指すかは難しい問題である。思いつくままに仮りに挙げてみると、

一、撰津風土記や常陸風土記、万葉集卷九に伝える村落的燿歌。

二、古事記・日本書記の伝える海石榴市の歌垣（古事記には地名なし）。

三、万葉集卷三にみられる大伴坂上郎女が主導する親族宴。

等々が挙げられるように思うが、問題は二人の石川郎女の場合がこれらのどれに当るかだ。このうち、一に見られる極めて古い形の民衆的村落的燿歌は、天智、天武、持統朝の貴族の一員である彼女のものではなからう。

私は二、三の場、あるいはそれに近いものを彼女らの歌の背景としての集團の場に考えられるように思うがどうであろうか。

もちろん二、三の場合は時代の新古、集團の質の変化はある。二は古さや質において一により近く、三ははるかに時代も下り、集團の内容も閉鎖的なものになつたかに見える。

しかし、いまだ単に遊戯の場とならず、「親族」の者の婚姻のきめられる場としての役割を担い、結婚する男女がその席上で相互に試したり、愛を誓つたりする古いしきたりの生きているのを見ると、外観よりもはるかに一や二に近いものと言えるだろう。

ところで資料B、一〇七番の天津の歌は妹を待つていて山の雫にしつとり濡れてしまつたというので、当代中国文化の洗礼を受けた第一人者としての天津の像からは縁遠い牧歌的な歌であるが、「われ立ち濡れぬ山のしづくに」と訴えているからと言つても、正直に天津が女を待つている時に作つたと考えなくてもよからう。むしろそのようないつかの経験を歌垣の場で相手を引きつける訴え、愛の告白として表現したと考える方が妥当であろう。一〇八の歌で石川郎女がいささかいなし、もどいてる調子もそう考えることによつて、占めるべき位置を占めた事になると思う二首では例証になりにくいのが、一〇七の第五句の繰返しや、一〇八の一〇七の表現によりかかつた表現は、そういう場での即興歌として作られたことを証拠づけるものと言えないだろうか。又、こういった場を想定することで、はじめて彼女の歌のふざけ、悪口、からかいが彼女の個人的性格とは別の意味をもつて理解されてくる。古い時代の集團的結婚の場で両性が相愛の安らぎに至るために対峙し、相手をもどき、試し、誘引する

のは日本だけの事ではなかつたらしい。こういった場でふざけや悪口を飛び交すのも亦日本だけ、まして石川郎女といった個人の特性によるものではなかつた。

前述のように、久松氏が大伴田主との交渉における彼女の態度を「娼婦的」と評されたのは、主としてこういった集団の場を媒介とされず、専ら個人的、直接的なものとして解されたからである。

ついでだが、彼女が「詩賦の興るは、大津より始まり」と評された皇子大津の宮にあつて、溢れるような才智をもつて皇子の周囲をにぎわしたろうと考えられる向きがある。^{注五}

それはそれとして、この時の彼女の才智なるものの内容は何であつたか気にならないでもない。彼女の歌が自由闊達だからといつても、日常のありようが直ちにそうであつたと考えてはなるまい。仮りに彼女の歌のように、彼女達の日常が自由であるとすれば、古代の古代たる所以はなくなつてしまふだろう。

彼女は歌の場において、その場の、高揚を求める対立の中でこそ自由闊達になつたのである。

そのことは彼女の作歌範囲が、相聞歌以外に一首もないことを通じても明らかである。彼女の歌は相聞の場の必需品として、実用品として作られたのであり、どんな時にでも、何でも心にまかせてうたつたものではない。彼女の自由闊達さも、その範囲を越えることが決してないものであつたと考えられる。

万葉集が後代の和歌集よりもはるかに多産なエネルギーを包含している事はよく指摘されるところだが、ここに取り上げた対話、掛合の歌もその一つだと言えないだろうか。

それはまだわれわれ自身の和歌的・短歌的目によつて不当に制御・曲解されているが、その正体、そのエネルギーの可能性はもつと明らかにされねばならないように思う。これらはどこからどうして彼女にもたらされ、どこへどうつながつて行つたものか考えてみる必要がある。

今仮りに概略考えてみると、彼女の歌は神話的対立をはらむ歌垣を血脈に持つ集団を背景とした婚姻の場―それが歴史具体的にどのような集団であつたかは問題だが―を負つたものであると考えられるし、神話的対立の場（祭式の場）が俗化した労働の場において創り出される民謡へつながるものと考えてよからう。

というよりこの流れ、彼女の歌↓民謡は、彼女の歌↓短歌を描いて正当な嫡流であるとさえ考えられるのではなからうか。彼女はそういった意味において、まさに「実用の女歌」^{注六}の歌い手であつたといえる。

注一 折口信夫氏の訳による。折口信夫全集卷十一所収「女流短歌史」参照

注二 96・97番の歌ともに岩波古典文学大系『万葉集』の訳によつた。

注三 安永寿延「日本民謡―その集団創造の本質―」雑誌「文学」1955・12

注四 持統紀

注五 川崎庸之「天武天皇の諸皇女」『万葉集大成』作家研究篇収

注六 折口信夫氏の用語である。氏はこの用語で万葉集の多くの女の作者の問題を考えておられる。「女流短歌史」折口信夫全集卷十一所収

三

石川郎女は日常においてどのような生活を持っていた女なのか、もちろん資料もほとんどなく、諸注釈書も黙して語るところがない。その中で資料Fの詞書「大津皇子の宮の侍石川郎女」「女郎、字を山田の郎女といふ」は、わずかではあるが彼女の生活を知る手がかりを与えているものとして注目すべきである。

彼女はBとFの資料をまとめると、石川郎女（女郎）と呼ばれた一方、字を「大名児」又は「山田郎女」とも呼ばれていたことになる。「大名児」は一応措くとして、「山田郎女」と言う呼び方は取り上げてみる必要がある。これを石川郎女と併せて考えてみると、彼女の出身について漠然とした想像ではあるが、一つの考えが成り立つように思うからだ。

古い時代、人名は普通氏の名か、氏の居住地、出身国、郡名、又は宮廷の官職を持つものはその官職名を当てていたという常識によりかかつて考えてみると、石川は彼女の氏の名、山田はその氏の居住地と仮りに推定できるのではなからうか。

その上で「山田石川」から孝徳紀に出て来る蘇我倉山田石川麻呂の名を連想するのは行きすぎだろうか。

蘇我倉山田石川麻呂は言うまでもなく大化改新時の右大臣として有名な人物だが、その長い姓氏の由来については従来あまり注意が払われず、^{注一}普通には蘇我を氏、それ以下を名と解して来たらしいのであるが、「人制」の考察のため蘇我倉の「倉」の意味を分析する過程で、彼の氏名の検討に至られた直木孝次郎氏によつて、これが「蘇我ノ倉ノ山田までが複姓のウヂ、石川麻呂が名、あるいは蘇我倉山田石川までがウヂ、麻呂だけが名」^{注二}であるという見当がつけられてきているようである。

氏の御高説は更に書記において彼を「麻呂」と単独に呼んでいる箇所が見られる事、^{注三}皇徳紀によると、彼の居所の一つが磯城郡の山田にあつた事、彼の居所を蘇我氏の別業とし、彼をその地で蘇我氏から独立した石川氏の祖と考える『新撰姓氏録考証』の見解等々によつて補強されるだ

ろう。そして結局の所、「蘇我倉山田石川までがウヂ、麻呂だけが名」という辺りに落付きそうに思われる。

従つて「倉」というのが直木氏の言われるように、「朝廷の倉の事務に関与する」ことを示したものであるとすれば、蘇我倉山田石川麻呂は「蘇我氏のうちで朝廷の倉に係属した一族」で、磯城郡山田にあつた蘇我氏石川の別業に住む麻呂の意であると言えるようである。

ところで以上の推定が許されるならば、彼又は彼の一族と石川郎女、又の名を山田郎女と呼ばれていた人間とのつながりは、鮮やかすぎるほどはつきりと結びつきはしないだろうか。

もともと彼女の名は今日的意味での固有名詞ではない。既に郎女ⅡいらつめⅡが現実においては語源通りに同母の血縁を表わすものではなかつたはずだが、石川という集団(氏)に属し、その血縁者と觀念された女の一人であつたことは、その名前が明らかにしてくれる。字である山田郎女は彼女の出身地から来たものと考えてもそう不当ではなからう。ついでに言うと、天武の夫人の一人である大薨の娘は石川夫人ともいい、蘇我の赤兄の娘であつた。その点からも、蘇我氏と石川氏とは別に考えられない何かの關係をもつていふように思われるのであつて、彼女を蘇我倉山田石川麻呂の類に擬して見ることに力を添えるものである。

資料Fの伝える「大津皇子の宮の侍」という地位、役柄からいつても、彼女はかつて『檢婦手』の著者が考えた「筑前のうかれめ」などではなく、磯城山田に住む蘇我石川氏の娘である方が真実に近いだろう。

彼女は大津刑死の六八六年までのどの期間かに、恐らく蘇我氏、又は石川氏の娘として氏別貢女の形か何かで後宮に入れられていた女であらうかと考えられる。

この点、彼女の名前が万葉集卷二に集中的に出て来るのは、単に彼女が巧みな歌を作る人物だつたからというのではなくて、彼女と卷二の宮廷とが深い關係——時期その一員であつたと言ふような——があつたことを示すものようである。

『令集解』後宮職員令の項によれば、後宮に集められる女達の出身や、その集められる経路がみられて興味深いのが、京畿内の氏の女である彼女の場合、「氏別貢女」という形がもつとも考えられやすい道のように思われる。

ところで、この「氏別貢女」や諸国の郡少領以上の女を貢したいわゆる「采女」等によつて構成されている宮人層は後に当人、あるいは氏の

注四

「将来の出身の条件を作るものとして、特権化していった」と考えられるもので、『令』にも規定の員数外に希望するものを出仕を認めているが

注五

本来は各司での労働を受持たされると同時に、天皇および皇太子、皇子たちの「恋人」予備軍として確保されていた「人質的賦役」として狩り出された人々であつたと考えられる。

大津、草壁と彼女との交渉も本質において、この梓組みの中で考えねばならぬ問題である。

ところでしかし問題なのは、彼女が「人質的賦役」「身役」を負う者である事を確認する事だけでなく、その「人質」であるはずの彼女が、その「人質」の持主の一人である大津との婚姻に際しては、そのような身分関係のすこしも感じられない「自由闊達」な歌を作っているのを、それとどう関係づけて把えるかにある。

彼女の歌の特質は前にふれたが、要するに對話、掛合をその命としているものである。

その對話とか、掛合とかは本来集団的なものであり、同時に民主的・闘争的形式だと思いが、彼女はそういった形式の機能を十分に生かして皇子に向っている。

これを「人質的賦役」を負う者という彼女のおかれている立場、彼女の負わされている政治的性格とどう関係させるのか。

この点、古事記の中で雄略に歌をささげる事で危うく命拾いをしたとされている三重の采女の歌の持つている、支配者へささげる隷属的表現や形式と比べてみるべきではなからうか。

少し余談にわたるかも知れぬが、郡少領以上の娘を集めた采女と称される女達と、京畿内の諸氏から出す貢女とは、その置かれた位置がかなり違うのではあるまいか。采女はより隷属化がひどいのではなからうかという気がする。それは天武朝辺りでは男性の官人の登用に際して畿内畿外を差別し、畿内の豪族に優位性を与えていることとも関係している事ではないか。

彼ら京畿内の豪族には古くから天皇家と姻籍関係を持つものを含め、又天皇家と共に大和連合政権を構成してきた間柄でもあつた。新しい体制の中で、それは貢女という法制上の「人質的賦役」を負う者と負わせる者と化するわけであるが、それで直ちに今までの長い婚姻慣行が変わるといったものではなかつたであらう。少なくとも大津や石川郎女の歌の自由さに見合う現実が、どんな形かで存在したのではないか。

それについて考えられることは、地方から貢せられた采女達と違つて、京畿内出身の氏別貢女は出身地から引き抜かれて来られなかつた点だけでも、生活を根こぎにされる所の少なかつたという幸福な条件?を持つていたことだ。

例えば彼女らは皇子も一人の男性として立交り、自分の魅力で女を引きつけねばならない、古事記・日本書記にみられる海石榴市の歌垣のような場所をなお持ちえたかも知れない(彼女の歌は多分にその可能性を感じさせるものである。)大伴坂上郎女の母、石川内命婦や安倍朝臣蟲満の母、安曇外命婦のように宮廷外に(恐らく)自分の所有にかかわる住むべき所を持つていたかも知れないし、出身の氏の居所へ一時的に帰宅する事もあり得たであらう。

次に、例えば彼女が蘇我倉山田石川麻呂の一族だという仮説が受け入れられるなら、彼女が誰の子か全く調べようがないとしても「氏別貢女」であれば（これも仮説でしかないが）石川氏の氏上にえらばれた、氏を代表する女であつたはずであるし、一方、大津・日並は母系から言えば、それぞれ蘇我倉山田石川麻呂の娘の生んだ大田皇女と天皇持統の子なのである。つまり石川郎女を前掲のような出自の女とするなら、支配者と「人質的賦役」を負う者との関係でありながら、血縁においてもつながる者達であつたと言える。彼女の歌にみられる「自由さ」は、以上のような諸条件が交錯し合つての結果ではないか。

なお、彼女は大津・日並の關係の後二十年程して大伴宿禰宿奈磨と田主の兄弟と恋愛している。この間宮人として宮中にあつたものであろうかその時になお「大津皇子の侍」という呼ばれ方が生きていたのか、少なくとも万葉の編纂者にはその記憶が深く入りこんでいたものと思われる。

注一 高群逸枝著『母系制の研究』では蘇我、倉、山田の三氏の複合のウジとしている。

注二 直木孝次郎葉『日本古代国家の構造』青木書店刊P167

注三 「戊辰の日二十四日）蘇我臣・日向（日向字は身刺）倉山田大臣を皇太子に讃ちて曰さく「僕が異母兄、麻呂、皇太子の海浜に遊び給ふを伺ひて、將に害はむとす。將反こと其れ久しからじ」と。の麻呂又「麻呂大臣、亦た前の如くに答へ申す。」（以上二つとも孝徳天皇四年三月二十四日の項）の麻呂などあげられる。

注四 岸俊男稿「律令体制下の豪族と農民」岩波書店刊『日本歴史』古代3所収P94

注五 磯貝正義稿「采女制度の一研究」『史学雑誌』第67編6号所収

注六 井上光貞稿「律令体制の成立」岩波書店刊『日本歴史』古代3所収参照